

社会福祉法人若木会定款細則

1999年 3月28日制定

2002年 2月10日改正

2017年 4月 1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人若木会定款第21条に基づき、理事長が専決できる日常の軽易な業務および役員報酬等に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この細則において、専決とは、あらかじめ認められた範囲内の業務を理事会に代わって決定することをいう。

第2章 理事長の専決事項

(理事長の専決事項)

第3条 理事長が専決できる事項は、おおむね次の各号とする。

- (1) 園長以外の職員の任免に関する事。
- (2) 職員の日常の労務管理および福利厚生に関する事。
- (3) 債権の免除または効力の変更のうち、法人に有利であると認められる処分、その他やむを得ない特別な理由があると認められる処分に関する事。
ただし、法人運営に重大な影響のある処分を除く。
- (4) 予算の範囲内のもので、設備資金の借入に係る契約に関する事。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なものに関する事。
ただし、契約の金額および範囲については、別表1による。
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。
 - ② 施設設備の保守管理、物品の修理等。
 - ③ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出ならびにこれらの処分に関する事。
ただし、契約の金額および範囲については、別表1による。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄に関する事。

ただし、物品の範囲については、固定資産物品および一般物品とし、法人経営に重大な影響がある固定資産を除く。

- (8) 予算上の予備費の支出に関する事。
- (9) 入所児童および利用児童の日常の処遇に関する事。
- (10) 寄付金受け入れに関する事。

ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

- 2 前項第3号、第4号、第5号、第6号ならびに第7号において、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

(専決の制限)

第4条 この細則に規定する専決事項であっても、重要もしくは異例と認められる事項、新規な事項または疑義のある事項については、理事会の決定を受けなければならない。

第3章 役員及び評議員選任・解任委員 の報酬等

(役員及び評議員選任・解任委員の報酬等)

- 第5条 役員及び評議員選任・解任委員が会議に出席した場合および監事が監査に出席した場合は、報酬額および実費弁償費を支払う。
- 2 報酬額および実費弁償費の支払は、役員及び評議員選任・解任委員が会議に出席した回数および監事が監査に出席した回数による。

(支払額)

- 第6条 報酬額の支払額は、会議および監査に出席した回数によることとし、出席1回当たり10,000円とする。
- 2 実費弁償費の支払額は、会議および監査に出席した回数によることとし、出席1回当たり2,000円とする。

(附則)

この細則は、1999年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、2001年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、2017年4月1日から施行する。

別表 1

専決できる契約の種類	専決できる限度額
1 工事または製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円